

平成25年5月28日
東北支所

「消費生活フェスタ2013」出展参加報告

1. 「消費生活フェスタ2013」の概要

「消費者保護基本法(消費者基本法の前身)」が施行された5月は毎年「消費者月間」とされ、全国各地で消費者・事業者・行政が一体となった取り組みを行っており、山形市でも「ともに築こう！山形発・消費者市民社会」をテーマとして、今回初めての消費者月間のイベントを開催した。

主な内容としては悪質商法・金融犯罪・製品事故などの注意喚起について、各分野のDVD(ビデオ)上映、パネル展示や、パンフレット・リーフレットなどの配布が行われたほか、民間事業者による環境への取り組みなどについても紹介されていた。

(1) 開催日時：2013年5月25日(土) 10:30～15:00

来場者数：約700人

主催：山形市消費生活センター

参加機関：山形市消費者連合会、(一社)全国銀行協会、ライオン(株)、マックスバリュ東北(株)等7機関

会場：霞城セントラル1階アトリウム(山形市城南町1-1-1)

2. N I T E 広報活動

(1) 出展ゾーン及び展示内容

展示場所は会場の入り口付近の見やすい場所に、N I T E がこれまで収集してきた事故品の中でこれからの季節多く発生しそうな事故品を中心に展示(5品目)し、事故品の内容を紹介したものを含めた12枚のパネル(A1版)を展示した。また、身・守りハンドブックなどの配布を実施した。

- ・配布資料：身・守りハンドブック2013、製品安全教育DVD、季節別事故のリーフレット(夏)など
- ・展示パネル：扇風機からの出火、ヘヤドライヤーからの出火、電源プラグのトラッキング現象、水槽用ヒーターの発火事故、エアコンから出火・火災、放射熱によるカセットこんろの爆発事故、ガスコンロのグリル火災、長期使用石油ふろがまと石油給

湯機から発火、自転車の製品事故及び製品事故防止のために、サンダルの巻き込まれ事故、子供のライターによる事故

・DVD 上映：製品事故の再現映像など

(2) 来訪者について

来訪者には、N I T E職員が一人一人に丁寧かつ分かり易くN I T Eの事故情報収集業務と展示事故品の原因などの説明を行った。

展示にあたり、これからの季節よく使用される製品を想定し、古い扇風機からの出火、カセットこんろの爆発事故、サンダルの巻き込まれ事故、また一年を通して多く発生しているヘアドライヤー電気コードの断線による火花、配線器具のトラッキング現象などの事故品を展示し、来訪者に事故調査の趣旨や展示品の説明などを行った。N I T Eの説明に対して、事故品への感心は高く、かなりの反響が得られた。参加者の意見としては「展示品の説明を聞いて、身近な製品での事故について改めて注意したい。」との声が多く、今回の参加によりN I T E及び事故調査への期待がさらに高まったものと思われる。



写真1 N I T Eブース風景



写真2 職員の説明風景